

関係各都道府県
文化財保護行政主管課 御中

文化庁文化資源活用課

令和2年7月豪雨により被災した文化財の復旧対応について（通知）

このたびの令和2年7月豪雨の影響により各地で発生しております被害のお見舞いを申し上げますとともに、復旧に向けた各機関の多大な御尽力に御礼を申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨により被災した国指定等文化財の復旧に当たっては、下記補助要項記載の事業の活用が可能であります。国庫補助申請に際し、補助金の交付決定を待たず、事前着工を行うことが可能となっています。その際は、下記の事項について留意願います。

また、このことについて、域内の文化財所有者等に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 災害復旧及び事前着工の対象となる補助事業

次の補助要項において、災害復旧事業として行われる事業

- (1) 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項
- (2) 登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項
- (3) 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項
- (4) 文化的景観保護推進事業国庫補助要項
- (5) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項
- (6) 重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項
- (7) 民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項
- (8) 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項

2. 事前着工について

別紙「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における『5. 災害復旧に関する対応』の取扱いについて」をご参照下さい。詳細につきましては本件担当、または各部門担当調査官までお問い合わせください。

3. 文化財調査官の派遣について

災害復旧及び事前着工を要する事業を実施するにあたって、被災状況の現地確認や復旧事業の実施に際し、文化財調査官の派遣等を要する場合は文化資源活用課文化財防災推進係、または各部門までご相談、お問い合わせください。

【本件担当】

文化庁文化資源活用課総務係 福島、中野
電話：03 - 5253-4111（内線 2871, 2863）
E-mail：bnjo@mext.go.jp

※文化財調査官の派遣について

文化庁文化資源活用課文化財防災推進係
松田、岸本
電話：03 - 5253-4111（内線 4906）
E-mail：t-kishimoto@mext.go.jp

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 10 日

各都道府県教育委員会文化財行政主管課 御中

文化庁文化財部伝統文化課

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱いについて

「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の一部改正について」（平成23年11月10日付け23庁財337号文化庁次長通知）で通知しました「5. 災害復旧に関する対応」の取扱いについては、下記のとおりとしたのでお知らせします。ついては、貴域内の市区町村教育委員会等に周知願います。

記

1. 災害復旧に係る交付決定前着工について

災害復旧に係る交付決定前着工（以下、「事前着工」という。）については、次の要件を満たす場合に限り、認めるものとする。

なお、着工した事実をもって文化財補助金の対象とすることを確約するものではない。

- (1) 事前着工を行う災害復旧事業が国庫補助対象となり得ること
- (2) 文化財の滅失、崩壊の危険性が拡大し、交付決定後の着手では当該文化財に深刻な被害をもたらす恐れがある、又は被害を受けた文化財により、生命や財産に危害が及ぶ恐れがあるなど、当該文化財の置かれた現地の状況を踏まえ早急に着工する必要があるものであること
- (3) 事前着工の内容等について、文化庁及び都道府県教育委員会と事前に確認がとれていること

2. 事前着工の対象となる補助事業について

次の補助要項において、災害復旧事業として行われる事業

- (1) 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）
- (2) 登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）
- (3) 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）
- (4) 文化的景観保護推進事業国庫補助要項（平成17年4月1日文化庁長官決定）
- (5) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）
- (6) 重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）
- (7) 民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助事業（平成11年4月1日文化庁長官裁定）

3. 手続の流れについて

別紙「事前着工に関する手続の流れ」のとおり

4. 事前着工届について

- (1) 当該文化財の所有者又は管理団体（以下、「所有者等」という。）は、事前着工をする必要がある場合、事前着工の内容等について、文化庁及び都道府県教育委員会に確認をとり、事前着工届（別紙様式）を、都道府県を通じて文化庁へ提出すること（提出先：文化庁文化財部伝統文化課助成係）
- (2) 事前着工届には、被害状況や文化財の状況等が確認できる写真、図面等を添付すること
- (3) 所有者等は、提出した事前着工届及びその関係書類の写しを保管すること

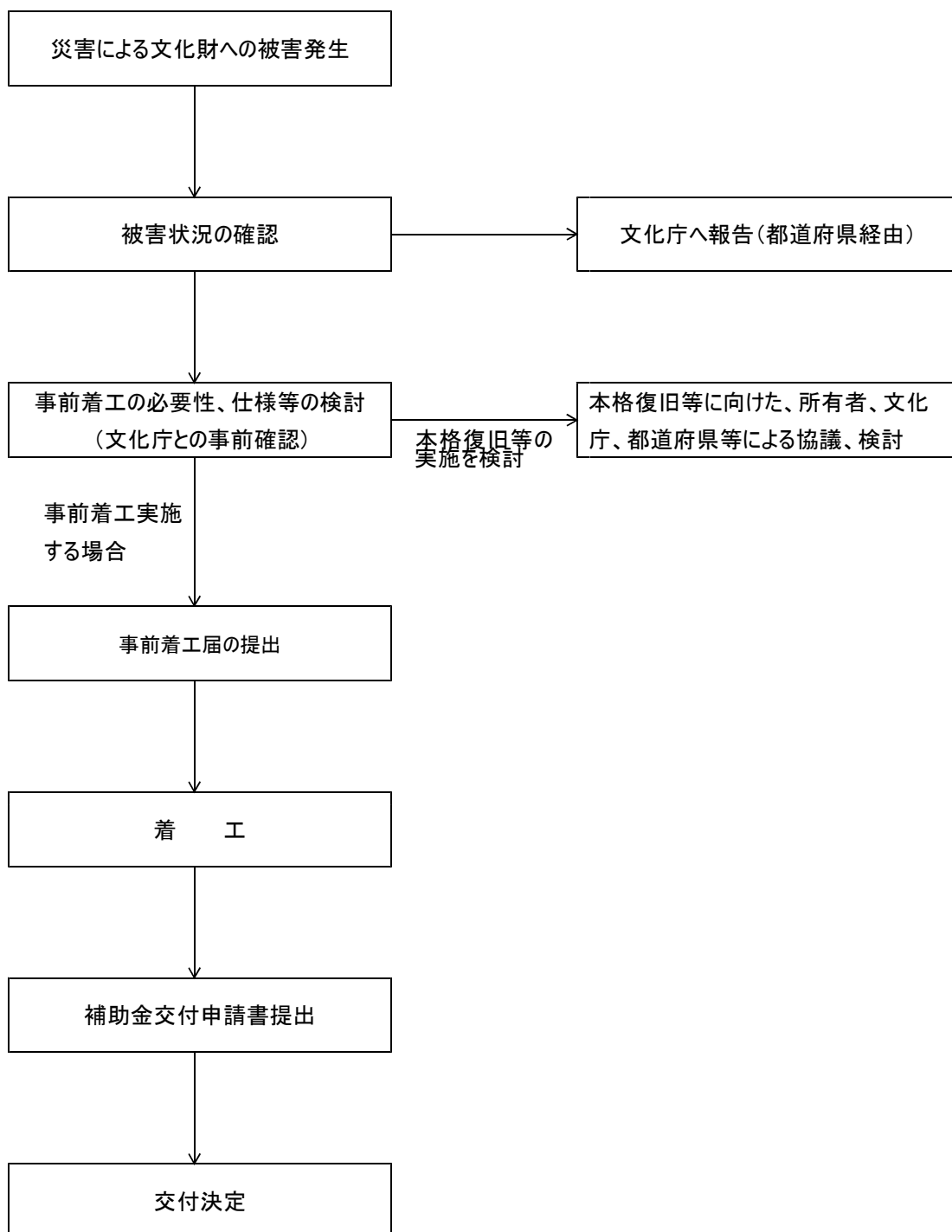
5. 事前着工後の交付申請書の提出について

- (1) 所有者等は、事前着工後、できる限り速やかに文化庁と協議の上、補助事業計画を策定し、交付申請書を提出すること
- (2) 交付申請書作成の際、様式中「8. その他参考となるべき事項」に、当該事業が事前着工届を提出の上、施工中または施工済である旨を記載すること
記載例：事前着工届 平成00年00月00日提出済
工期 平成00年00月00日～平成00年00月00日
- (3) 事前着工届提出後に、本格復旧などの計画を策定し併せて交付申請書を提出する場合は、補助対象経費等についてそれぞれの事業が区別できるよう記載すること
- (4) 補助事業者は、補助金関係書類と併せて事前着工届及びその関係書類の写しを保管すること

6. 留意点について

- (1) 本取扱は、災害復旧において応急的な対応が求められるものを対象とすること
- (2) 着工した事実をもって文化財補助金の対象とすることを確約するものではないこと
- (3) 着工前に当該工事費等の概算額を把握するとともに、着工後も随時把握すること
- (4) 補助事業の対象となる場合、経費の自己負担分について確実に行えるよう財源の確保を確認すること
- (5) 事前着工に伴う文化財保護法における手続については、文化庁各担当課に確認すること

事前着工に関する手順の流れ



事前着工届

文化財の名称			
文化財の所在地			
補助事業者(予定)			
災 害 名		被 災 日	
被 災 状 況			
事 前 着 工 の 復 旧 内 容			
工 事 期 間			
事前着工の理由			
工事費用(概算) 及び予定補助率			
備 考			
文化庁使用欄			

※この届のほか、被害状況が確認できる図面、写真等を添付すること。

事前着工届

文化財の名称			
文化財の所在地			
補助事業者(予定)			
災 害 名		被 災 日	
被 災 状 況			
事 前 着 工 の 復 旧 内 容			
工 事 期 間			
事前着工の理由			
工事費用(概算) 及び予定補助率			
備 考			
文化庁使用欄			

※この届のほか、被害状況が確認できる図面、写真等を添付すること。